法律の現場から 113

自白重視による冤罪

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 加藤 悠史

1995年に保険金目的で自宅に放火し、少学6年の女児を殺害したとして、殺人罪で無期懲役が確定していた事件について、大阪高裁が再審開始を認めました。刑の執行停止が付けられており、釈放された姿が、マスコミでも報道されました。8月にも、強姦罪で懲役12年が確定していた事件で、再審公判が開かれ、検察官も無罪弁論を行う事件がありました。

ここ数年、このような冤罪事件の報道が増えています。日本の刑事司法は、人質司法と称されており、長期間の身体拘束を続ける中で、自白をとることが重視されています。そして、いったん自白がされると、客観的証拠よりも自白が重視され、冤罪の原因となります。冤罪事件の問題点が多く報道されることにより、自白偏重の人質司法が改善されることを期待したいものです。